

東京都によるベビーシッター利用支援事業をご利用の方へ

令和2年度狛江市ベビーシッター利用者交通費補助金について（ご案内）

狛江市では、令和2年度から東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を実施しますが、それに併せて、当該事業の利用者に対し、ベビーシッターが利用者宅に通う際の交通費の補助を実施いたします。

<補助金の対象となる経費>

ベビーシッター利用支援事業の利用児童のために、ベビーシッターが利用者宅へ通う際の交通費

<補助金額>

児童1人あたり月額20,000円を上限に、対象となる経費のかかった額を補助します。

<補助金の支給時期>

令和2年4月から令和3年3月までの分を一括して支給します。

<補助申請の流れ>

1. 令和2年4月から令和3年3月分までの補助申請は、令和3年4月以降に行っていただきます。令和3年4月14日（水・必着）までに、以下の書類を児童青少年課保育係へご提出ください。（郵送可）

※期日までにご提出がない場合、補助金を支給できない可能性があります。

※令和3年3月よりも前の、年度途中において利用契約が終了した場合は、終了月の翌月末までにご提出ください。

提出書類

- (1) 「狛江市ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助金交付申請書（第1号様式）」
※記入方法は、別紙の記入例をよくご確認ください。
- (2) 市から送付された「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」の写し
- (3) 利用支援事業の事業者が発行する交通費に係る請求書及び領収書の写し
- (4) 「狛江市ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助金請求書（第3号様式）」
※記入方法は、別紙の記入例をよくご確認ください。

2. 令和2年度の補助金については、令和3年5月31日（月）までにご指定の口座へお振込みいたします。

問合せ先：狛江市児童青少年課保育係 03-3430-1111（内線2316）
〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5